

次の対象区域において、建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和8年7月9日

京都市長 松井 孝治

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-003	令和8年7月6日	京都市中京区西ノ京新建町5番7、 12番、12番1から12番7まで、 12番15から12番25まで、12 番26の一部、12番34、12番 35、12番37から12番39ま で、13番、13番1、13番2及び 100番2の一部、西ノ京北小路町 20番、20番10、20番16、 20番17の一部、20番18から 20番20まで、20番21の一部、 20番22から20番31まで、20 番32の一部、20番41、20番 42の一部、20番43、20番44 の一部、20番45の一部、20番 57の一部、20番58の一部、20 番59の一部、20番93の一部、 100番1の一部及び100番2並び に西ノ京南原町100番1の一部及び 100番5の一部

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)